

2023年7月4日

報道機関 各位

一般社団法人 日本損害保険協会
中国支部

今般の災害に対する損保業界の対応について（ご連絡とお願い）

令和5年6月29日からの大雨による災害等によって、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。山口県山口市、美祢市に災害救助法が適用されたことに伴い、当協会および会員各社では、下記の対応をしておりますので、紙面や番組等を通じてご案内いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 損害保険のご相談等について

ご契約の損害保険に関するお問合せは、当該損害保険会社にご連絡ください。また、当協会では、次のとおり、消費者の皆様からの一般的なご照会等にお応えする体制を整えておりますので、お気軽にご相談ください。

なお、主な損害保険の自然災害に関する補償については、別添の資料1をご参照ください。

日本損害保険協会の相談窓口：そんぽADRセンター

ナビダイヤル：0570-022808

受付時間：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

※災害のあとは、「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関するトラブルが多く発生します。住宅の修理に当たっては、別添の資料2をご確認いただき、ご注意ください。

2. 自然災害等損保契約照会センターについて

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方を対象に、次の窓口でご契約の有無に関するご照会を受け付けています。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限らせていただきます。

日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター

フリーダイヤル：0120-501331

受付時間：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

3. 保険契約に関する特別措置について

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、継続契約の手続きや保険料のお支払いを延長できるお取り扱いをすることがあります。詳しくは、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。

以上

<お問い合わせ先> 一般社団法人 日本損害保険協会 中国支部（山田・神田）
（TEL：082-247-4529、FAX：082-242-3992、Eメール：chugoku@sonpo.or.jp）